

新型コロナ対策

所得の低い世帯の家計を支援します！

新型コロナウイルス感染症への経済対策として、所得の低い世帯へ家計の支援を行うため、生活応援給付金事業が実施されています。

申請期限
6月30日(水)
(消印有効)

給付額 1世帯2万円
(児童扶養手当対象児童ひとりにつき1万円加算)

給付対象者…基準日(令和3年3月15日)において、住民基本台帳に記録されている世帯主で下記のいずれかに当てはまる方

- ▷児童扶養手当全部支給者の方がいる世帯
- ▷令和2年度住民税非課税者のみの世帯
- *給付対象者の要件を満たしている方で申請書が届いていない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

給付方法…原則として世帯主の方の口座への振込

申請方法…申請書を次の方法で給付金窓口へ提出

- ▷郵送申請方式 郵送された申請書に氏名、振込先口座情報を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返信用封筒で郵送。
- ▷窓口申請 郵送申請方式では、どうしても申請が難しい場合、給付金窓口での申請も可能。

問い合わせ・申請先…生活応援給付金窓口(土、日、祝日を除く)9:00~17:00 TEL35-2111(代表)

地域集会所等の改修等の費用の一部を助成します

市では、地域住民の自治意識の向上および活動の推進と集会所の長寿命化の一環として、地域住民の集会、研修等の利用を目的とする建物を町内会が自らの出資により改修および解体の工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象工事…次の要件を全て満たす地域集会所の工事が対象となります。

- ▷改修に要する費用が20万円以上であること
- ▷市内に本店を有する建設業者等(個人事業者含む)が施工すること
- ▷助成金の交付決定後に着手し、令和4年1月末日までに完了すること

工事の例…屋根の葺き替えや外壁の張り替え/台所やトイレなどの改修/出入口へのスロープ設置によるバリアフリー工事などが対象となります。

改修は次の要件が追加となります。

- ▷町内会が認可地縁団体であること
- ▷地域集会所が町内会を所有者として不動産登記されていること

解体は次の要件が追加となります。

- ▷地域集会所が市所有の土地に存していること

助成額…100万円を上限とします。

申請受付期間…6月1日(火)~30日(水)(閉庁日を除く)

*6月30日(水)時点で予算に到達しない場合は、10月29日(金)まで先着順で受付しますが、予算に到達した時点で終了とします。

*申請書など必要書類を管財課までお持ちください。様式等は管財課、市ホームページから入手できます。

事前相談…「事業の内容を詳しく知りたい」「こんなことは助成対象経費となるのか」「申請書の書き方や添付書類を教えて欲しい」などのご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ・申請先…管財課 内線2173

健康相談のくすり屋 地域と共に66年

いわや薬品 新町本店

五所川原市新町74 TEL 0173-34-3939
月~土 9:30~18:00 働く婦人の家向い

内臓元気 血液元気 免疫元気

保険
調剤

駅前薬局いわや
JR五所川原駅前通り
TEL 34-5088

美容
相談

Be Peacemas 108
ELM 1階
TEL 33-6742

まちなか喫茶

和モダンカフェ

テイクアウト(お持ち帰り)絶賛継続中!!

皆様のお役に立てれば幸いです

営業時間:11:00~22:00 定休日:8/13、12/31、1/1
■歓送迎会・結婚式の二次会・女子会などご予約承ります!
五所川原市大町509-3 TEL・FAX 0173-33-5251